



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 牧野 二郎
(コード番号：6 1 3 5 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL：0 4 6 - 2 8 4 - 1 4 3 9)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 76 回定時株主総会の議案とする決議をおこないましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、当社定款第 25 条(取締役の責任免除)および第 34 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 25 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ② 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を拡大するため、第 31 条(監査役の任期)の規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 25 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 25 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 31 条 (監査役の任期) (条文省略) (新設)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 31 条 (監査役の任期) (現行どおり)</p> <p>2 <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 34 条（監査役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 34 条（監査役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）
 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

以 上